

公益社団法人子どもの発達科学研究所における 競争的資金等に関する不正防止ガイドライン

I 総則

(目的)

第1条 このガイドラインは、「公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等の適正な取扱いに関する規程」及び「『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)』(平成19年2月15日文科科学大臣決定 令和3年2月1日改正)」に基づき、競争的資金等の適切な処理を行い、不正を防止するための必要な事項について定める。

II 所内の責任体系

(最高管理責任者)

第2条 公益社団法人子どもの発達科学研究所(以下「研究所」という。)の競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者は、代表理事とする。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の管理が行えるよう、監督を行うものとする。

3 最高管理責任者は、競争的資金等の管理に関し不正防止対策の基本方針を策定する。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、所長とする。

2 統括管理責任者は、基本方針に基づき不正防止計画を策定し実施するなど、競争的資金等の管理を適正に行うための必要な措置を行う。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 競争的資金等に関する事務の実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、副所長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止の具体策(コンプライアンス教育、モニタリング等)を策定し実施するなど、競争的資金等に関する事務を適正に行うための必要な措置を行う。

(経理担当者)

第5条 事務局の経理担当者は、競争的資金等の執行を行うコンプライアンス推進責任者の指示のもとにその執行を行うものとする。

III 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(責任の範囲の明確化)

第6条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員は、次に定める規程等を遵守する。

(1)公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等の適正な取扱いに関する規程

(2)公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等の不正防止に関する基本方針

(3)公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等に係る行動規範

(4)公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等に係る経理取扱基準

(5)公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等に係る不正防止計画

(6)公益社団法人子どもの発達科学研究所における不正行為に関する取扱基準

(7)公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等の執行に係る内部監査要綱

(8)公益社団法人子どもの発達科学研究所における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱基準

2 研究員は、競争的資金等に関する執行の責任を負うとともに、その内容について説明責任を負う。

(関係者の意識向上等)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の管理における倫理意識の向上のため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 行動規範を研究所内へ周知すること
- (2) 競争的資金等に関する研究所の規則について競争的資金等を受ける者へ周知徹底すること

2 競争的資金等を受ける研究員は、コンプライアンス推進責任者が主催する説明会に出席する。

(調査)

第8条 競争的資金等の管理に関して不正があると認められるとき又は疑いがあるときは、競争的資金等運営・管理委員会(以下、「調査委員会」という。)が調査を行う。

(懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化)

第9条 競争的資金等の不正な管理を行った者又は競争的資金等に関連して不正な取引に関与した者は、就業規則及び準職員就業規則の懲戒の規定を準用または適用して処分する。

IV 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正の公開と再発防止)

第10条 第8条に定める調査委員会において、競争的資金等の管理に不正が確認されたときは、最高管理責任者は、不正が確認された事案を所内に公表し、問題を共有化し再発防止に努めるものとする。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定)

第11条 最高管理責任者は、不正防止計画推進担当の事務局に対して、不正の要因等を把握し不正防止計画を策定させるとともに、具体的な対策を講じるよう指示する。

(誓約文書の提出)

第12条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員は、競争的資金等執行に関する誓約文書を、最高管理責任者に提出する。

2 最高管理責任者は、前項に定める誓約文書を、文書管理規程に従って保管することとする。

V 研究費の適正な運営・管理活動

(適正な運営・管理活動)

第13条 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の適正な管理を行うために、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 競争的資金等に関する収支簿を定期的に研究員に回覧するなど、予算の計画的執行のために研究員が支出の状況を把握できる体制を整えること
- (2) 物品費の支出を適正に行うために担当者を定め、物品の納入を検収させること
- (3) ノートパソコンのように換金性の高い物品については、適切に管理すること
- (4) プログラムやデジタルコンテンツの作成など、役務が完了して成果物を確認したとしても、専門的な知識がなければ成果物の適否を判断することが困難な場合に、必要に応じ、発注者以外の専門的知識を有する者がチェックすること

(旅費・謝金の適正管理)

第14条 競争的資金等に関する旅費、謝金の支出が適正に執行されていることを監査するため、内部監査において、監査実施年度分について抽出し、研究分担者や謝金受領者に対して事実確認する。

(業者等への対応)

第15条 コンプライアンス推進責任者は、業者等に競争的資金等の所内規則を説明し遵守させるとともに、一定の取引実績のある業者等に誓約書の提出を求めるなどにより研究費の適正使用を促す。

2 最高管理責任者は、競争的資金等に関して不正な取引に関与した業者があるときは、子どもの発達科学研

究所における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱基準により、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

VI 情報発信・共有化の推進

(研究員への情報提供)

第16条 統括管理責任者は、競争的資金等における不正防止のために、研究員に対して必要な情報提供を行い、情報の共有に努める。

(相談及び通報窓口)

第17条 統括管理責任者は、競争的資金等の運用に関する相談窓口及び不正に関する通報窓口を開設することとし、その窓口は事務局とする。

VII モニタリング及び内部監査のあり方

(内部監査体制)

第18条 競争的資金等の適正な管理のため、研究所の実情に即したモニタリング及び内部監査体制を整備し、内部監査担当者を定め、実効性のある内部監査を実施する。

(ガイドラインの改廃)

第19条 このガイドラインは、法改正への対応及び研究所における競争的資金等の適正な管理のため、必要に応じて適宜見直しを実施する。

附則 この規程は、令和4年9月29日から施行し、令和4年5月18日より適用する。